



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る役務  
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月6日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 NEC フィールディング株式会社北関東支社長野支店
  - (2) 所在地 長野市南石堂町1293番地
- 5 落札金額  
39,761,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成29年1月23日

情報政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県広報誌配布業務
  - (2) 役務の特質  
長野県広報誌の県内全世帯への配布(年2回)(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成30年3月31日まで
  - (4) 入札方法  
広報誌1部当たりの配布金額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 過去に同種類かつ同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (6) 別に定める「配布計画書作成要領」に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。
  - (7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請  
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。
    - (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>
    - (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
    - (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026(235)7079
  - 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画振興部広報県民課  
電話 026(235)7054
  - 5 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年5月17日(水) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室
    - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成29年5月16日(火) 午後5時  
イ 提出場所 県庁専用番号 380-8570  
長野県企画振興部広報県民課
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年4月26日(水)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める

期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 7 Summary

## (1) Nature and quantity of the service required:

Distribution of the Nagano Prefectural bulletin, "NAGANO"

## (2) Contact point for the notice:

Public Relations and Opinions Division,  
Nagano Prefectural Government  
692-2, Habashita, Minami Nagano, Nagano City  
TEL: +81-26-235-7054

## (3) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00AM, May 17, 2017

Place: PC Training Room, Nagano Prefectural  
Government West Annex 2F

## (4) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time Limit: 5:00PM, May 16, 2017

Mailing Address: Public Relations and Opinions  
Division,  
Nagano Prefectural Government  
380-8570 JAPAN

## (5) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

広報県民課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

## 1 施行者の名称

長野県

## 2 都市計画事業の種類及び名称

安曇野都市計画下水道事業

犀川安曇野流域下水道

## 3 事務所の所在地

安曇野建設事務所（安曇野市豊科4960-1）

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

## 公告

県営梓川右岸地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営梓川右岸地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成29年3月31日から4月27日まで

## 3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

伊那都市計画道路

3・4・7号大芝公園線

3・4・8号農協浅間塚線

3・4・9号塩ノ井線

3・4・10号北殿下段線

3・5・19号久保北殿線

3・5・20号赤坂線

3・5・21号田畑大芝線

3・5・22号八幡線

3・5・24号久保線

3・5・25号ドウカク線

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び南箕輪村役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業 3・4・36号高田若槻線
- 2 施行者の名称  
長野県
- 3 事務所の所在地  
長野建設事務所（長野市大字南長野南県町686-1）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成29年3月30日

長野県公営企業管理者 小林 利弘

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

宮沢設備 長野市大字大豆島1991番地1 平成29年3月10日

水道事業課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年3月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場 所	定員
5月10日 (水)	午後1時から 午後4時まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	60名
5月14日 (日)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市材木町一丁目 2番3号 上田市中央公民館	60名
5月17日 (水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字 沢底寺山 県営総合射撃場	60名
5月23日 (火)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里 1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成28年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成29年3月30日

長野県監査委員	田	口	敏	子
同	西	沢	利	雄
同	西	沢	昭	子
同	鈴	木		清

平成28年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	指 摘 事 項	措 置 状 況	機関名
収入事 務 3件	<p>1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>(1) 河川占用料の徴収事務の未実施 河川占用料について、毎年度、4月30日までに徴収すべきところ、長期にわたり架空地線等に関する徴収事務を行っていなかったため、未徴収となっていた。 また、未徴収額の一部は時効成立により徴収不能となった。</p>		
	<p>未徴収額 : 2,243,846円 徴収可能額 : 1,249,461円 徴収不能額 : 994,385円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度から利用できる見込みです。新機能を利用するにあたり、システム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施して、適切に処理してまいります。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。 なお、未徴収額のうち徴収可能額については、11月30日に813,650円収納済です。また、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者については、徴収可能額が、303,467円で3月31日を納期限としています。徴収可能額は平成28年度内に全額徴収予定です。</li> </ol>	佐久建設事務所
	<p>未徴収額 : 2,310,963円 徴収可能額 : 778,510円 徴収不能額 : 1,532,453円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みです。 なお、新機能を利用するに当たり、システム研修会へ参加するとともに課員が適切に操作できるよう課内における操作研修会を実施します。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。 なお、未徴収額のうち徴収可能額については、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者を除き、10月4日までに592,228円収入済です。（この1者については、3月1日付けで納付書を発付し、3月末日までに収入となる見込みです。）</li> </ol>	上田建設事務所



<p>未徴収額 : 368,570円  徴収可能額 : 246,800円  徴収不能額 : 121,770円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みで、新機能を利用するにあたり、システム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施していきます。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。  なお、未徴収額のうち108,146円は平成28年11月30日に収納済みです。  その他の徴収可能額については、本庁で折衝し、3月1日付けで納付書を発付し、3月末日までに収入となる見込みです。</li> </ol>	<p>諏訪建設事務所</p>
<p>未徴収額 : 318,121円  徴収可能額 : 168,872円  徴収不能額 : 149,249円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  国許可案件にも対応できる河川占用料についてのチェック表を作成し、国許可案件はチェック表と共に許可通知を供覧させ、所内審査時から占用料の有無・占用料額の計算式を記載するようにし、占用料の計算ミスや徴収漏れが無いようにするなど、全ての案件に対し、複数の者による組織的なチェック体制の構築と共有サーバに格納されている処理簿による進行管理により、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点等について意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みです。担当者は、新機能を利用するにあたり、システム研修会に出席し、機能を十分に理解したうえで事務処理を行ってまいります。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルを理解し、研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めてまいります。  なお、当所における未徴収額のうち徴収可能額については、12月2日までに168,872円全額収入済みです。</li> </ol>	<p>伊那建設事務所</p>

<p>未徴収額 : 1,300,849円  徴収可能額 : 657,659円  徴収不能額 : 643,190円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、来年度、導入されるという連絡がありました。所としては新機能を利用するにあたり、システム研修会が開催されれば必ず出席します。所内においても操作説明会を実施します。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。  なお、未徴収額のうち徴収可能額については、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者を除き、平成28年10月26日までに61,025円を収入済です。最多の1者については、本庁が折衝し、3月中に徴収することになりました。</li> </ol>	<p>飯田建設事務所</p>
<p>未徴収額 : 26,389,125円  徴収可能額 : 8,838,619円  徴収不能額 : 17,550,506円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納すること等により、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を本庁において行っております。平成29年4月から新機能が利用できる見込みであることから、システム研修会への出席等により新機能の活用を図ってまいります。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、課長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。  なお、未徴収額のうち徴収可能額については、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者を除き、11月30日までに1,558,939円を徴収済です。(この1者については、3月中に徴収が完了する見込みです。)</li> </ol>	<p>松本建設事務所</p>

<p>未徴収額 : 1,243,795円 徴収可能額 : 723,464円 徴収不能額 : 520,331円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能を利用するにあたり、システム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施します。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。 なお、未徴収額のうち徴収可能額については、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者を除き、11月30日までに308,197円を徴収済みです(この1者については、3月中に徴収が完了する見込みです)。</li> </ol>	<p>大町建設事務所</p>
<p>未徴収額 : 49,754円 徴収可能額 : 9,780円 徴収不能額 : 39,974円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について チェックリストの作成、占用料の根拠となった法令・単価表等の添付や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、新機能を利用するにあたり、システム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施します。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、課長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。 なお、その後精査した結果、廃止届の提出があったことが判明したことにより、未徴収額等は以下のとおりとなりました。 未徴収額 : 6,954円 徴収可能額 : 0円 徴収不能額 : 6,954円</li> </ol>	<p>千曲建設事務所</p>



<p>未徴収額 : 169,052円  徴収可能額 : 168,782円  徴収不能額 : 270円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みですので、システム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施してまいります。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めてまいります。  なお、未徴収額のうち137,237円は平成28年7月5日に収入済みです。  本庁で徴収時期を折衝していた、その他の徴収可能額は協議が整い、平成29年3月1日付けで納付書を送付しました。平成29年3月31日までに、納付される見込みです。</li> </ol>	<p>須坂建設事務所</p>
<p>未徴収額 : 6,456,113円  徴収可能額 : 2,921,808円  徴収不能額 : 3,534,305円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の最大の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていないことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みです。新機能を利用するにあたっては、システム研修会へ出席し、機能を十分に理解したうえで適切な事務処理を行ってまいります。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの徹底や研修会への参加により、適切な事務処理の習熟に努めるとともに、係長等も実質的なチェックを行なえるよう制度のポイント把握に努めます。  なお、未徴収額のうち徴収可能額については、本庁で折衝している徴収可能額が最多の1者を除き、12月2日までに収入済みです。(この1者については、平成29年3月31日までに納入してもらうことで協議が整っています。)  ・12月2日までの収入額 2者 481,400円  ・3月31日までに納入予定の額 1者 2,440,408円</li> </ol>	<p>長野建設事務所</p>

<p>未徴収額 : 10,484,071円  徴収可能額 : 3,249,274円  徴収不能額 : 7,234,797円</p>	<p>今年度判明した河川占用料未徴収事案の原因は、過去に統一された占用料の取扱いについての解釈が、一部に徹底されていなかったこと及び国が河川占用を許可した事案の詳細な情報の確認が不足していたことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納することなどにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。また、本庁が行う河川占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みです。  担当者はシステム操作研修会に出席し操作方法の習熟に努めるとともに、担当者以外の者もシステムの内容を把握して、データ入力時にミスが発生しないように努めます。</li> <li>3 事務処理体制について  担当者は河川占用料事務処理マニュアルの把握に努めるとともに研修会への参加により適切な事務処理を習熟するよう努めます。  また、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。  なお、未徴収額のうち徴収可能額については、10件分の2,801,801円が10月14日までに収入済です。現在の未徴収額447,473円は、本庁で徴収時期を折衝していた徴収可能額が最多の1者の占用料ですが、平成29年3月末までに納付することで協議が整いました。</li> </ol>	<p>北信建設事務所</p>
<p>(2) 道路占用料の徴収事務の未実施  道路占用料について、毎年度、4月30日までに徴収すべきところ、長期にわたり徴収事務を行っていなかったため、未徴収となっていた。  また、未徴収額の一部は時効成立により徴収不能となった。</p>		
<p>○地下埋設ガス管に係るもの  未徴収額 : 22,366,120円  徴収した額 : 11,756,911円  徴収不能額 : 10,609,209円</p> <p>○電線共同溝に係るもの  未徴収額 : 122,236円  徴収可能額 : 122,236円  徴収不能額 : 0円</p>	<p>今回判明した未徴収事案の原因は、適切な事務処理を怠るとともに、従前のデータを正しいと認識してチェックできなかったことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について  共有サーバ上に処理簿を作成し、協議事項や進捗状況を共有することにより、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。</li> <li>2 システムの再構築について  本庁において、道路占用台帳システムの改修作業を行っており、平成29年4月から運用開始です。制度改正等の際には本庁において一括してデータを修正し、各事務所における修正漏れが発生しない仕組みとなる見込みであります。新機能を利用するにあたり、3月中旬に予定されているシステム研修会への出席及び所内における操作説明会を実施し、適切に処理してまいります。</li> </ol>	<p>佐久建設事務所</p>

	<p>3 事務処理体制について                  道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアルについては、昨年度も見直しが行われましたが、更にわかりやすいものとなるよう、本庁において内容の充実が図られ平成29年4月から適用される予定です。マニュアルが作成されましたら、勉強会や研修会へ参加して適切な事務処理を習熟してまいります。</p> <p>また、電線共同溝事業に関する長野県独自のマニュアルが無かったため、現在、本庁において、「電線共同溝整備事務処理手引（仮称）」の作成が進められており、この手引書には、一連の事務処理の流れや、事務処理毎の所管課（係）を明示するなど改善が図られる見込みです。</p> <p>これらの改善を踏まえ、所においても事務処理の改善に取り組んでまいります。</p> <p>なお、電線共同溝に係る未徴収額については、11月30日までに全額徴収済です。</p> <p>地下埋設ガス管に係る未徴収額については平成27年12月18日までに徴収可能額全額を徴収したところです。</p>	
<p>○電線共同溝に係るもの                  未徴収額： 67,632円                  徴収可能額： 34,212円                  徴収不能額： 33,420円</p>	<p>今回判明した未徴収事案の原因は、適切な事務処理を怠るとともに、従前のデータを正しいと認識してチェックできなかったことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <p>1 チェック体制について                  昨年度から行っている建設部現地機関事務事業執行状況調査に引き続き協力し、事務処理の状況を確認するとともに、調査に併せて業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と現地機関が意識を共有しながら徴収漏れの再発防止や事務処理の改善に取り組んでまいります。</p> <p>特に、占用料の徴収について、所内審査時から占用料の有無・占用料額の計算式を記載するようにし、占用料の計算ミスや徴収漏れが無いようにするなど、全ての案件に対し、複数の者による組織的なチェック体制の構築を行ってまいります。</p> <p>また、担当者は毎年4月に開催される担当者会議の説明を受け、調定遅延が発生しないよう、確実に調定処理と納入通知書の発送が行われるよう、徹底してまいります。</p> <p>2 システムの再構築について                  現在、本庁において平成29年4月の運用開始に向け道路占用台帳システムの改修作業を行っており、新たなシステムでは、本庁でも現地機関の事務処理状況が随時確認できるようにするとともに、制度改正等の際には一括してデータを修正し、修正漏れが発生しない仕組みが構築される見込みです。担当者は、新機能を利用するにあたり、システム研修会に出席し、機能を十分に理解したうえで事務処理を行ってまいります。</p> <p>3 事務処理体制について                  道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアルについては、更にわかりやすいものになるよう、本庁において平成29年4月からの適用に向け見直し作業を行っているところであり、現地機関からの意見も出すなど内容の充実に協力してまいります。</p> <p>また、電線共同溝事業に関する長野県独自のマニュアルが無かったため、現在、本庁において「電線共同溝整備事務処理手引（仮称）」の作成に取り組んでいます。この手引書には、一連の事務処理の流れや、事務処理毎の所管課（係）を明示するなどの改善が図られる見込みです。</p> <p>担当者は事務処理マニュアルや手引書を理解し、研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めると共に、係長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めてまいります。</p> <p>併せて、電線共同溝整備事業の実施状況、許可手続等の進捗管理を、新たに道路管理課においても行うとともに、当所においても、事務担当者と工事担当課が工事の計画段階から占用手続きが完了するまで情報共有を図り、事務処理に遺漏の無いように徹底してまいります。</p> <p>なお、当所における未徴収額のうち徴収可能額については、6月28日までに34,212円全額収入済です。</p>	<p>伊那建設事務所</p>

<p>○電線共同溝に係るもの 未徴収額：234,541円 徴収可能額：234,541円 徴収不能額：0円</p>	<p>今回判明した未徴収事案の原因は、適切な事務処理を怠るとともに、従前のデータを正しいと認識してチェックできなかったことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について 新規申請に関しては、慎重な審査及びデータ入力を行い、徹底した管理を行います。更新作業及び変更作業においても、変更前後の内容の確認を徹底し、修正点があればその都度修正を行います。 調定作業に関しては、遅延が発生しないよう、確実に調定処理と納入通知書の発送を行います。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、本庁において道路占用台帳システムに一括データ修正機能を追加する等の改修作業を行っています。導入時期については、来年度を予定していると連絡があり、所としては新機能を利用するにあたり、システム研修会が開催されれば必ず出席します。所内においても操作説明会を実施します。</li> <li>3 事務処理体制について 道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアルについては、昨年度も本庁において見直しを行いました。更にわかりやすいものとなるよう、所からの意見も出すなど内容の充実に協力してまいります。また、所内用質疑応答集を作成し、誰もが引き継げる体制や複数の職員がチェックできる体制づくりに努めます。 電線共同溝整備事業に関しては、作業状況や作業内容について道路管理課及び所内整備課と適宜連絡をとり、書類及び事業の流れに漏れが生じないようにします。 なお、電線共同溝事業に係る道路占用料未徴収額については、平成28年7月1日に徴収が完了しました。</li> </ol>	飯田建設事務所
<p>○電線共同溝に係るもの 未徴収額：141,568円 徴収可能額：46,194円 徴収不能額：95,374円</p>	<p>今回判明した未徴収事案の原因は、適切な事務処理を怠るとともに、従前のデータを正しいと認識してチェックできなかったことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について チェックリストの作成や共有サーバに処理簿を格納すること等により、複数の者による組織的なチェック体制を構築して進行管理し、調定漏れ、調定遅延等の防止に努めてまいります。 また、本庁が行う道路占用許可事務等に係る事務調査などの際に業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、本庁と連携して事務処理の改善に取り組んでまいります。</li> <li>2 システムの再構築について システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、道路占用台帳システムに一括データ修正機能を追加する等の改修作業を本庁において行っております。平成29年4月から新機能が利用できる見込みであることから、システム研修会への出席等により新機能の活用を図ってまいります。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアル、現在本庁において作成している「電線共同溝整備事務処理手引」や研修会への参加により適切な事務処理に習熟するよう努めるとともに、課長等も実質的なチェックを行えるよう制度のポイント把握に努めます。 なお、未徴収額のうち徴収可能額46,194円については、10月20日までに全て徴収済です。</li> </ol>	松本建設事務所



	<p>○電線共同溝に係るもの 未徴収額：75,338円 徴収可能額：54,066円 徴収不能額：21,272円</p>	<p>今回判明した未徴収事案の原因は、電線共同溝に係る適切な事務処理を怠るとともに、従前のデータを正しいと認識してチェックできなかったことにあるため、以下の対策を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック体制について 電線共同溝設置の際には、工事担当課と占用許可担当課の事務処理分担を明確にし、常時両課において連絡を取り合い、占用申請の手続きに係るフローに従い、各段階で適切な事務処理ができるようチェック表を作成して確認してまいります。 また、占用料の徴収については、担当者、担当者以外の係員及び係長の3人で、数量・金額等を確認しチェック表を作成して誤りがないよう努めてまいります。</li> <li>2 システムの再構築について 道路管理課において改修を進めている道路台帳システムが平成29年4月から運用開始となるので、担当者は3月中旬に実施される操作研修に参加し、操作の習熟に努めるとともに、担当者以外の者もシステムの内容を把握して、データ入力時にミスが発生しないよう努めます。</li> <li>3 事務処理体制について 担当者は、道路管理課で見直し作業を行い、平成29年4月から適用を予定しているマニュアルに沿って適正な事務処理に努めるとともに、係長等も制度の把握に努めます。 また、道路管理課で作成している「電線共同溝整備事務処理手引」(仮称)の内容を十分把握し適切な事務処理に努めます。 ・電線共同溝に係る占用料の徴収事務が未実施だったものについて、時効分を除く金額54,066円を平成28年3月31日に収入済みです。</li> </ol>	<p>北信建設事務所</p>
	<p>(3) 行政財産使用許可の未処理及び使用料徴収事務の遅延</p> <p>行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が平成27年3月31日までとなっていた合同庁舎内の全ての入居団体(14団体)の事務室等使用許可申請について、使用許可の更新を行っていなかった。 使用料については、平成27年4月30日までに徴収すべきところ、一年以上経過した平成28年5月に徴収していた。 また、平成28年度についても、使用許可をすることなく、使用料を徴収しており、平成28年4月30日までに徴収すべきところ、5月に徴収していた。</p>	<p>平成27年度分については、各申請団体から申請どおりの使用がなされ、かつ適正な使用料が納入されていることを確認し、使用を承認しました。 また、平成28年度分については、平成28年7月に使用許可書を交付しました。 今後、このような事務処理遅延が生じないように、所コンプライアンス委員会で再発防止策を検討し、行政財産の目的外使用許可及び使用料徴収事務に関し、スケジュール表及び調定事務チェックリストを作成し、担当者と係長がこれを共有し進捗管理を行っていくこととしました。また、職員が相談しやすい環境づくりや風通しのよい職場づくりを進めてまいります。</p>	<p>北安曇地方事務所地域政策課</p>
<p>支出事務 1件</p>	<p>1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>所得税の納期限後納付による延滞税の発生</p> <p>源泉徴収した所得税(66,655円:3件)について、源泉徴収した月の翌月(平成26年5月)10日までに税務署へ納付すべきところ、平成27年2月に納付したため、延滞税1,200円が生じた。</p>	<p>財務会計システムが新会計システムへの移行期間であったため、会計課の歳入歳出外現金への振替は手書きの納付書により入金をするという手続きが必要でした。その際に、振替先の所属コードを誤り、会計課の歳入歳出外現金へ振替がされていなかったため、数か月気が付かず税務署への納付が遅れ、延滞金が発生しました。 職員相互によるチェックが徹底されていなかったことによる延滞金の発生であることから、支出伝票回議の際に担当者以外の職員が必ず確認を行い、再発防止の徹底を図っております。 現在は、新財務会計システムに移行され源泉徴収した所得税は会計課以外の所属へは振替えられないことはありません。</p>	<p>財産活用課</p>



補助金 事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	補助金の過交付 「みんなで支える里山整備事業」補助金について、補助対象外の事業に対して交付決定したため、過交付となった。		
	平成26年度 交付決定額 343,000円 過交付額 343,000円	今後、同様の事案が発生しないよう、職員へ周知徹底するとともに、事前確認チェックリストを活用して、採択基準を満たしているか確実にチェックするとともに、補助要件の適合の確認を担当職員だけでなく複数の職員により行う等、チェック体制を強化しました。 また、平成28年11月10日付けで、管内町村、森林組合等の事業主体へも当該補助事業の補助要件等を改めて通知しました。 なお、過交付となった補助金については、平成28年11月4日に全額返還されました。	木曾地方事務所林務課
	平成27年度 交付決定額 1,919,800円 過交付額 101,500円	今後、同様の事案が発生しないよう職員へ周知徹底するとともに、「林務部コンプライアンス推進行動計画」に基づき補助事業等を適正に執行するため、以下の対策を講じています。 1 補助事業者等に対し、平成28年9月27日付けで事業の補助要件や採択基準を再度通知しました。 2 平成28年4月から調査員及び副調査員2名による現地調査を実施しています。また、平成28年8月からは書類調査も2名体制で実施しています。 3 補助事業の採択基準等を満たしているか現地調査前に確実にチェックするため、平成28年8月から「補助金交付申請事前確認チェックリスト」を拡充しました。 なお、過交付となった補助金については、平成29年2月13日までに全額返還されました。	松本地方事務所林務課

## 平成28年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

## 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
収入事務 3件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 道路占用料の徴収事務の遅延  道路占用料について、占用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の占用料は、当該年度の4月30日までに徴収すべきところ、一部の占用許可物件2,434,043円について、12月に徴収していた。	再発防止を図るため、複数の者（担当者、副担当者及び係長）による組織的なチェック体制を構築するとともに、調定漏れ、調定遅延等の防止のチェックリストを作成し、課内で共有することで期限内の事務処理を行ってまいります。	諏訪建設事務所
	(2) 督促状の発付遅延  生活保護費返還金の徴収事務において、納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ、これを行わず、まとめて行っていた。  平成27年4月～11月分 116件 督促状送付日 27.12.28 平成27年12月～平成28年3月分111件 督促状送付日 28.5.20	平成28年度の生活保護費返還金の督促状の発付については、事務調査の前から職員間で問題意識があり、平成28年度から適正に処理できるよう関係職員に周知徹底することにより、納期限後20日以内に行うなど、返還金徴収事務の適正実施に努めております。 なお、今年度の実施状況は次のとおりです。 平成28年4月分 33件 督促状送付日 28.5.17 平成28年5月分 28件 督促状送付日 28.6.14 平成28年6月分 26件 督促状送付日 28.7.15 平成28年7月分 25件 督促状送付日 28.8.17 平成28年8月分 19件 督促状送付日 28.9.15 平成28年9月分 17件 督促状送付日 28.10.18 平成28年10月分 20件 督促状送付日 28.11.18 平成28年11月分 17件 督促状送付日 28.12.16	伊那保健福祉事務所

	<p>(3) 現金払込みの遅延 現金を直接収納した場合において、即日または特別の理由があるときは収納の日から5日以内に指定金融機関へ払い込むべきところ、5日を超えて払い込んでいた。</p>	<p>保健所手数料(諸証明) 1件 1,200円 収納日 27.8.7 払込日 27.12.2</p> <p>雑入(抑留犬返還等費用) 1件 4,900円 収納日 27.9.4 払込日 27.9.14</p>	<p>事務調査を受ける以前は、担当課の職員が収納した現金を総務課の職員により金融機関に払い込んでいたため、収納した職員が払い込みを確認できる体制となっていませんでしたが、収納した職員によるチェックができるよう、調定決議書を当日又は翌日には担当課にも回覧するようにし、漏れなく払い込んだことが確認できるようにしました。</p> <p>抑留犬の返還は勤務時間外及び休日等にも行っており、指定金融機関への即日払込みは困難なため、抑留犬返還申請処理簿へ現金領収日と払込年月日欄を設け、期限内の払い込みを徹底したうえで、事後調定時にチェックすることとしました。</p>	<p>諏訪保健福祉事務所</p> <p>松本保健福祉事務所</p>
<p>契約事務 8件</p>	<p>1 契約書又は請書を作成していないもの</p> <p>(1) 契約書及び検査調書の未作成 「手術用埋没材料の購入」(契約額1,129,492円)について、契約書を作成すべきところ、売買契約書を作成していなかった。 また、給付完了確認後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>(2) 契約書の未作成 「防火戸改修工事」(契約額1,242,000円)について、契約書を作成すべきところ、請負契約書を省略し請書を徴していた。</p> <p>2 契約書等の記載内容に不備があるもの 契約条件の不記載 契約書において、契約保証金を免除する場合、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件とすべきところ、「県庁舎等通信設備保全業務委託」(契約額20,088,000円)及び「県庁舎等電気・衛生設備管理業務委託」(契約額32,400,000円)について、委託業務契約書に契約条件を記載していなかった。</p> <p>3 随意契約の理由が適切でないもの 競争入札の未実施及び出納員の事前審査未了 需用費による「体育館照明器具取替(修繕)」(契約額837,000円)について、予定価格が100万円を超えていたことから、競争入札とすべきところ、随意契約としていた。 また、出納員の事前審査を受けていなかった。</p>	<p>見積書及び納品書等の関係書類が提出された際は、総務課内において、チェックリストによるダブルチェックする体制を整備し、必要な契約書や検査調書等を作成し、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>事務室職員一同で、長野県財務規則を再確認し、再発防止策として、財務規則に則った職員相互及び事務長のチェックを強化し、契約額100万円以上の契約の際は契約書を作成して適正に行うよう徹底しました。更に財務研修資料にある契約関係チェック表を活用して、契約審査時に必要書類の整備状況についても確認しています。 今後も取組を続けて、再発防止に努めてまいります。</p> <p>事務調査後、平成28年度分の委託業務契約においても全て内容を見直し、当該委託業務については、契約条件を追記して、契約変更を行いました。(平成28年8月) 今後は、財務規則に基づいた適正な契約事務が行われているか、職員相互によるチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>指導後、事務室内で財務規則を再度確認するとともに、会計課が作成している「支出審査事務の手引き」等も参考にしながら、職員相互によるチェックを徹底して、適正な事務処理を行うよう努めています。 また、契約方法や事前審査等の様々な基準額が、節ごとに一目で確認できるような一覧表の作成を現在進めており、再発防止に一層努めてまいります。</p>	<p>総合リハビリテーションセンター</p> <p>屋代高等学校</p> <p>財産活用課</p> <p>白馬高等学校</p>	

<p>4 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>指名競争入札における入札手続の不備</p> <p>「空調設備等保守点検業務委託」(契約額1,339,200円)の指名競争入札の実施において、再度入札の時点で入札参加者が1者となったため、指名替えを行い改めて入札を行うべきところ、1者で入札を継続し契約していた。</p>	<p>指名競争入札の再度入札において、入札参加者が1者となった場合には、新たに指名替えを行うべきところ担当職員が失念し、今回の事案が発生しました。</p> <p>事務調査後、当所で作成している入札進行マニュアルに当該事案があった場合の対処方法を記載して再発防止に努めています。</p> <p>また、今回の事案を教訓に、入札方法を基本すべて一般競争入札に付すよう平成28年4月から改めております。</p>	<p>環境保全研究所</p>
<p>5 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p>		
<p>(1) 入札参加資格の誤認</p> <p>建設工事の契約において、入札参加資格要件として「機械器具設置工事」に係る技術者資格を求めていたところ、落札候補者が提示した資格の審査を十分に行わないまま契約を締結していた。</p> <p>【工事等監査】</p>	<p>平成28年10月に実施した課の職員全体会議において、「建設業法等における技術者制度・技術者資格要件」等について周知し、落札候補者の技術者資格の審査について再確認しました。</p> <p>今後は、建設工事等の契約に際して技術者資格をはじめ、入札参加資格要件を適正に審査、確認してまいります。</p>	<p>北信地方事務所農地整備課</p>
<p>(2) 当初契約における必要工期の不足</p> <p>「平成26年度防災・安全交付金(地すべり対策)」(契約額4,903,200円)について、標準的な工期として約80日必要であり年度末の入札であることから、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定するなどにより、適切な工期を確保して契約すべきところ、当初工期を4日で契約していた。</p> <p>【工事等監査】</p>	<p>工事発注については、全体計画の中での位置付けや近隣工事との関連などを考えた上で、標準的な工期を確保した適時の発注を行うよう周知徹底しています。</p> <p>急遽発注の必要が生じ、年度内に標準的な工期確保が困難な工事の場合には、速やかに事業課と協議の上、繰越明許費や債務負担行為の設定といった所要の手続を踏んだ上で発注を行うよう徹底していきます。</p> <p>所請負人等選定委員会においても、要件調書の審査に当たっては、「工期」欄に標準工期が「約〇日間」と明記されているか確認するとともに、「繰越明許費」又は「債務負担行為」の設定の有無を確認し、適切な工期が確保されているかを厳格に審査していきます。</p>	<p>長野建設事務所</p>
<p>(3) 契約保証金の誤免除</p> <p>「平成27年度県単道路橋梁維持(小破修繕)、防災・安全交付金(修繕)災害防除(国道)合併工事」(当初契約額24,721,200円)について、契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回にわたって履行した実績がないことから、契約保証金を納付させるべきところ、これを免除していた。</p> <p>【工事等監査】</p>	<p>当該工事は、被災道路を早急に復旧させる応急発注工事で、財務規則所定の処理を怠ったものです。</p> <p>再発防止対策を以下のとおり実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成28年11月24日の所内課長係長会議において、財務規則の遵守意識を周知徹底しました。</li> <li>応急的な発注工事の場合、短期間に現場を主体とした多くの業務を進めなければならない、手続的な処理を失念してしまうおそれがあるため、発注後の進捗状況を、技術職の担当者及び係長と、事務職の担当者及び係長とが、連絡を密に行いながら絶えず把握し、財務規則上の手続に遺漏がないようにします。</li> </ol> <p>契約保証金については、工事請負契約を適切な時期に締結する中で、保証金免除の事務処理要領により、免除要件具備の確認を徹底していきます。</p>	<p>長野建設事務所</p>
<p>支出事務 11件</p>	<p>1 旅費の返納又は追給を要するもの</p> <p>旅費の重複支給 職員の旅費について、7件 42,250円を重複支給していた。</p>	
<p>1件 17,400円</p>	<p>今後は、事前命令を徹底し、承認者の確認を確実に行うとともに、内部事務総合システムの旅費執行状況一覧を活用し、職員氏名と日付、出張先等から重複の有無を四半期ごとに確認し、重複が発見された場合は速やかに返納の手続きをとることとしました。</p> <p>なお、重複支給されていた旅費については、本人から平成28年7月11日に返納されました。</p>	<p>文化政策課</p>

1件 2,040円	<p>旅費の過払いについては、平成28年8月26日に返納手続きを行い、平成28年9月2日に納入されました。</p> <p>今回の重複支給については、学校が重複して精算を特別支援教育課に回議したことで生じました。</p> <p>このため、学校の精算状況の確認を徹底するとともに、再発防止策として、平成28年9月8日に学校に対して、旅行者本人が旅行事前命令において旅行日及び用務の確認を徹底すること及び所属担当者が重複支給の防止に向けた確認を徹底することを文書により周知しました。</p> <p>また、平成28年11月1日の事務長会議において、重複支給の防止に向けた確認方法をテーマとして扱いました。</p> <p>さらに、平成29年2月8日に学校に対して、重複支給防止について文書により周知しました。</p> <p>今後も定期的に周知を図り、重複支給が発生しないように努めてまいります。</p>	特別支援教育課
1件 5,400円	<p>過払いとなった旅費については、平成28年8月18日に返納手続きを行い、平成28年8月30日に返納されました。</p> <p>再発防止策として、重複入力を防止するため、内部事務システムにて入力済みかどうか迷う場合は、「提出物処理状況一覧」で確認することを職員に対し周知徹底しました。</p> <p>また、庶務担当者が内部事務システムの旅費支払データをチェックし、重複支給がないか確認することとしました。</p> <p>今後も、上記取組みを実施し、再発防止に努めてまいります。</p>	松本保健福祉事務所
2件 3,360円	<p>過払いとなった旅費については、返納手続きを行い、平成28年6月6日までに返納されました。</p> <p>再発防止策として、以下の対応を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかな旅費精算を行うよう所課長会等において繰り返し周知を行いました。</li> <li>・旅行命令時の留意事項等について職員研修を実施（平成28年9月1日）しました。</li> <li>・各課長及び事務担当者は、速やかな旅費精算が行われるよう、月間予定表等を確認し、精算状況を確認しています。</li> </ul> <p>今後も、再発防止のため、上記の対策を引き続き実施してまいります。</p>	東信教育事務所
2件 14,050円	<p>過払いとなった旅費については、平成28年6月3日に返納金処理の事務手続きを行い、平成28年6月13日までにすべて納入されました。</p> <p>再発防止策として「旅費支払点検マニュアル」を作成して旅費二重払い防止のために実施する内容を明記し、これに基づき次の対策を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅行命令起票時に二重起票とならないよう必ず確認するとともに、すみやかな精算を行うよう、平成28年7月・10月の職員会議で職員に周知徹底しました。また、平成29年2月・3月・4月にも実施する予定です。</li> <li>2 旅行命令を教頭がリスト化し、旅費精算時に担当者がこれと照合することを励行することとし、旅行命令の二重起票の有無の確認体制を強化しました。</li> <li>3 平成28年7月・10月・12月に、内部事務システムの旅費支払データから職員別・出張日別ソート一覧表を作成し、必ずプリントアウトして回議するとともに、事務長が旅費チェックファイルを作成して確認し、旅費二重払いのチェック体制を強化しました。また、平成29年3月・4月にも実施する予定です。</li> </ol> <p>今後も上記の取り組みを確実に継続して実施することとし、再発防止に努めてまいります。</p>	飯田高等学校



2 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		
旅行日前の旅費精算 職員の旅費精算について、旅行日以降に精算請求すべきところ、旅行日前に請求（事後請求・確定精算請求）を行い、支給していた。		
事後請求 1件 1,200円	事前命令を徹底し、承認者による旅行日等の確認を確実にを行うとともに、内部事務総合システムの旅費執行状況一覧を活用し、旅行日等に誤りがないか、四半期ごとに再確認することで再発防止に努めてまいります。	こども・家庭課
確定精算請求 4件 4,500円	同様の事例が二度と発生しないように、平成28年11月10日に行われた職員会議において、周知徹底を図りました。 校長・教頭・事務長等、チェック体制の強化等、再発防止について話し合いをしました。今後、適正な事務処理に努めてまいります。	伊那養護学校
3 工事請負費の執行が適切でないもの		
下請人変更に係る理由の未確認  「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札」で発注した工事では、公告で定めた下請要件において、下請人を変更する場合は理由が必要であるところ、その理由を確認しないまま下請人の変更を認めていた。  【工事等監査】	平成28年10月に実施した課の職員全体会議において、「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札」で発注した工事においては、元請人が下請人を変更する場合の理由、手続き方法等について再確認しました。 今後は、施工協議書等により、その理由の妥当性について、十分確認のうえ、適正な事務処理を行ってまいります。	北信地方事務所農地整備課
4 委託料の執行が適切でないもの		
契約期間終了後の業務委託  単価契約による「警察学校刈草等収集・運搬及び処分業務委託」において、委託契約期間終了のため、別途契約すべきところ、当初の契約により業務を委託していた。 (委託料 80,784円)	再発防止策として、会計係内で契約期間が確認できるよう、共有の予算整理簿に記載し、係内でチェックを行うよう改善を図りました。更に警察本部より発出された警務部長通達「適正な会計事務処理の徹底について」(平成28年12月14日付け)による指示を受け、部下職員に対し契約に関する教養を行い、相互チェックによる牽制機能を強化しました。 また、本年度行った同種契約については、回収場所がグラウンドにあり天候に左右されるため、契約期間の終期を「平成28年11月30日まで」を「平成29年1月31日まで」とする見直しを行いました。	警察学校
5 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 当初支出負担行為時における事前審査未了 需用費、委託料、公有財産購入費及び補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。		
補助林道整備事業補助金 交付決定額 1,600,000円	本事案は財務規則に定められた事前審査を行わないまま支出負担行為がなされたものです。再発防止のため以下の措置を行ってまいります。  ○補助林道整備事業補助金 決裁状況の確認のため、独自の管理表を作成し係長・係員で相互にチェックを行う体制としました。 また、業務の集中に起因する事務処理ミスを防ぐため、事業者に対し書類提出期限厳守の徹底を周知しました。 ○鳥獣被害防止総合支援事業補助金 決裁状況の確認のため、独自の管理表を作成し係長・係員で相互にチェックを行う体制としました。 また、業務の集中に起因する事務処理ミスを防ぐため、以下の取組を行うこととしました。 ・事業者に対し書類提出期限の厳守を周知。 ・変更や確定の処理を円滑に行うため、事業期間中に事業者を訪問し事業執行状況を確認。 ・必要に応じて、事業者を訪問した上で書類作成支援を実施。	下伊那地方事務所林務課
鳥獣被害防止総合支援事業（補助金） 交付決定額 3,500,000円		



<p>平成27年度カラムツ採種園造成事業第1号(委託料) 契約額 1,598,400円</p>	<p>本事案は財務規則に定められた事前審査を行わないまま支出負担行為がなされたものです。再発防止のため、平成28年9月から、独自の管理表を係長・係員で相互にチェックを行い決裁状況を確認する体制としました。 今後、適正な事業執行に努めてまいります。</p>	<p>長野地方事務所林務課</p>
<p>公衆浴場設備改善事業補助金 交付決定額 1,703,500円</p>	<p>予算執行に当たっては、事業担当課及び経理担当課において、職員相互によるダブルチェックを徹底することとしました。 また、所内で事前審査が必要となるケースを再度確認するため、平成28年9月2日の所内会議において全職員に対し周知徹底を図りました。 今後、財務規則等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>	<p>上田保健福祉事務所</p>
<p>平成27年度県単道路改築工事に係る用地取得(公有財産購入費) 契約額 32,864,160円</p> <p style="text-align: center;">【工事等監査】</p>	<p>用地課会(平成28年9月5日開催)の中で、課内職員に対し、事前審査について、再度、周知徹底を図りました。 繁忙期(年度末)に向け、課内注意文書(平成29年1月17日付)を回覧し、さらに周知徹底を図ってまいります。 補償額決定書決裁時に、「事前審査要」をゴム印で押印し、注意を促すよう確認体制を徹底してまいります。</p>	<p>松本建設事務所</p>
<p>門扉取替修理(需用費) 契約額 1,317,600円</p> <p>交通信号機車両感知器取替修理(需用費) 契約額 1,944,000円</p>	<p>再発防止のため、警察部内用ポータルサイトに掲載中の「会計事務の手引き」及び「間違いやすい事例集」を活用して、平成28年11月29日に会計事務担当者の研修を行いました。 また、会計事務手続きにあたっては決裁時における担当者以外のダブルチェックを確実にを行うよう徹底し、ミス防止を図っています。</p>	<p>岡谷警察署</p>
<p>警察機動センターキュービクル内の高圧機器取替修繕(需用費) 契約額 1,512,000円</p>	<p>再発防止のため、警察部内用ポータルサイトに掲載中の「会計事務の手引き」及び「間違いやすい事例集」を活用して、平成28年12月5日に会計事務担当者の研修を行いました。 また、会計事務手続きにあたっては決裁時における担当者以外のダブルチェックを確実にを行うよう徹底し、ミス防止を図っています。</p>	<p>交通機動隊</p>
<p>(2) 支出負担行為の変更時における事前審査未了 委託料、工事請負費及び交付金について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p>		
<p>空港内消防及び警備業務委託(委託料) 当初契約額 31,892,400円(事前審査済) 変更契約額 32,981,040円(事前審査未了)</p> <p>航空灯火、電源施設保守管理及び監視業務委託(委託料) 当初契約額 26,244,000円(事前審査済) 変更契約額 27,108,000円(事前審査未了)</p>	<p>変更契約の際、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けなければならないことを担当職員が失念していたため、今回の事案が発生してしまいました。 平成28年6月以降は、事前審査等契約に係るチェック表を活用し、事務担当者及び予算担当者並びに管理監督者等の複数の職員で確認を行える体制を整備し、再発防止に努めています。</p>	<p>松本空港管理事務所</p>
<p>農村活性化支援事業交付金 交付決定額 54,063,000円(事前審査済) 変更交付決定額 39,441,000円(事前審査未了)</p>	<p>再発防止策として、執行状況を確認する執行管理表を作成し、事務担当者と係長の複数職員で点検するよう改善しました。 今後はより一層、国・県・市町村・事業実施主体間連携を密にして、先を見通した事業進捗管理により、適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>	<p>佐久地方事務所農政課</p>

<p>平成27年度県単道路橋梁維持（災害関連）工事（工事請負費） 当初契約額 36,936,000円（事前審査済） 1回目変更契約額 40,381,200円（事前審査済） 2回目変更契約額 41,331,600円（事前審査済） 3回目変更契約額 41,558,400円（事前審査未了）</p> <p style="text-align: center;">【工事等監査】</p>	<p>事前審査の回付漏れを防止するために、次のとおり対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前審査対象チェック用のゴム印を作成し、担当と係長がダブルチェックを行うとともに、チェックの結果を見える化するようにしました。</li> <li>・工事事務管理システムから出力される起工及び変更契約時の起案文書に事前審査対象案件にはその旨を印字するようシステムの改修を技術管理室に提案し、平成28年11月から出力されるようになりました。</li> </ul>	伊那建設事務所
<p>(3) 当初及び変更支出負担行為時における事前審査未了 工事請負費及び補助金について、財務規則第64条及び第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p>		
<p>野生鳥獣総合管理対策事業（補助金） 交付決定額 1,331,000円（事前審査未了） 変更交付決定額 1,416,500円（事前審査未了）</p> <p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（補助金）9件（内訳） 交付決定額 22,683,000円（7件） （事前審査未了） 変更交付決定額 27,620,000円（9件） （事前審査未了）</p>	<p>本事案は財務規則に定められた事前審査を行わないまま支出負担行為がなされたものです。再発防止のため以下の措置を行ってまいります。</p> <p>決裁状況の確認のため、独自の管理表を作成し係長・係員で相互にチェックを行う体制としました。</p> <p>また、業務の集中に起因する事務処理ミスを防ぐため、以下の取組を行うこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対し書類提出期限の厳守を周知。</li> <li>・変更や確定の処理を円滑に行うため、事業期間中に事業者を訪問し事業執行状況を確認。</li> <li>・必要に応じて、事業者を訪問した上で書類作成支援を実施。</li> </ul>	下伊那地方事務所林務課
<p>平成27年度県単道路橋梁維持（小破修繕）、防災・安全交付金（修繕）災害防除（国道）合併工事（工事請負費） 当初契約額 14,796,000円（事前審査未了） 変更契約額 24,721,200円（事前審査未了）</p> <p style="text-align: center;">【工事等監査】</p>	<p>当該工事は、被災道路を早急に復旧させる応急発注工事で、財務規則所定の処理を怠ったものです。再発防止対策を以下のとおり実施していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年11月24日の所内課長係長会議において、財務規則の遵守意識を周知徹底しました。</li> <li>2 応急的な発注工事の場合、短期間に現場を主体とした多くの業務を進めなければならない、手続的な処理を失念してしまうおそれがあるため、発注後の進捗状況を、技術職の担当者及び係長と、事務職の担当者及び係長とが、連絡を密に行いながら絶えず把握し、財務規則上の手続に遺漏がないようにします。</li> </ol>	長野建設事務所
<p>6 その他支出に関する事務処理が適切でないもの</p>		
<p>(1) 職員の立替え払い</p> <p>公共料金等自動口座振替払において、電気料金を指定口座から自動振替により支出していたが、平成27年4月及び5月の2か月分616円について、前渡資金を指定口座へ入金する事務を行わず、担当職員が自費により立て替えて支払っていた。</p>	<p>会計上、本来あるべき支出に戻すべく、電力会社へ料金の還付及び再請求を依頼しましたが対応しかねると回答されました。</p> <p>地方事務所で検討を重ねた結果、本来公費により支出すべきものであるため、担当職員へ立て替え分を支払うことにより間接的な公費からの支出とし、立て替え分の相殺を行いました。</p> <p>再発防止策として、收受した請求書等を共有のキャビネットへ保管し複数の職員が週一回以上支払状況の確認をすることで適切な会計事務の徹底をしております。</p>	諏訪地方事務所建築課
<p>(2) 見積書等の未徴取</p> <p>需用費による庁舎等の修繕において、「センター冷暖房機修繕（7号室外機）」（支出金額831,600円）及び「センター空調機7系統圧縮機修繕」（支出金額999,000円）については、見積書を徴取し、随意契約等を実施すべきところ、請求のあったとき支出負担行為の整理をすることができる経費として支出していた。</p>	<p>庁舎等の修繕にあたっては、庁舎管理担当1人に修繕に関する事務処理を任すことなく、必ず2人体制で行うなど、職員間の相互チェック体制を徹底することとしました。</p> <p>また、所内で財務規則等を再度確認するため平成28年12月21日の所内会議に併せて勉強会を実施しました。</p> <p>今後、財務規則等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>	動物愛護センター

	<p>(3) 負担金の不十分な審査</p> <p>長野県高等学校文化・芸術フェスティバル共催負担金(4,445,000円)の交付決定において、同フェスティバル実施細則に基づいて県負担対象経費の審査を行うべきところ、十分な審査を行わず、対象外経費を含めて交付決定していた。</p> <p>なお、実施報告においては、実施細則に基づいて対象経費が計上されていた。</p>	<p>「県フェスティバル負担金対象経費のチェック表」を作成し、申請時における確認事項や留意事項を明確にするとともに、長野県高等学校文化連盟事務局を通じ、県フェスティバルの開催主体である各専門部に対し、その活用を図り負担金を申請するよう徹底します。</p> <p>また、事務室での対象経費審査を2人で行う体制としました。</p> <p>加えて、平成30年の2018信州総文祭開催に向け新設される専門部もあることから、組織体制が固まる平成29年度に、長野県高等学校文化連盟事務局と調整を図りながら実態に即すよう実施細則を改正してまいります。</p>	<p>教学指導課</p>
	<p>(4) 支出負担行為に係る関係書類の不備</p> <p>需用費による職員宿舍の風呂釜修繕(1件30万円未満の修繕:4件)において、契約の相手方が提出する納品書等又は予算執行者が作成する伺い簿等によって契約金額及び給付の内容を明らかにすべきところ、この事務を行っていなかった。</p>	<p>事務室職員一同で、緊急修繕に係る事務処理について、長野県財務規則を再確認しました。</p> <p>再発防止策として緊急修繕を始めとする財務事務処理について、会計課作成の「支出審査事務の手引き」を参考に作成した「契約関係チェック表」による職員相互及び事務長の確認を徹底しました。</p> <p>今後も同様の取組を行い、再発防止に努めてまいります。</p>	<p>明科高等学校</p>
<p>補助金事務 1件</p>	<p>1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>補助金の過交付</p> <p>農業経営基盤強化資金に係る平成27年度下半期利子助成事業において、利子助成率の変更を確認しなかったため、助成金20円の過交付となった。</p>	<p>過交付金20円については、平成28年10月28日に収納しました。</p> <p>また、不適切な事例が発生しないよう、以下の再発防止策に取り組めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の管理台帳と市町村交付申請書との照合の際に見落としがないよう、必ず管理台帳を印刷し紙面による確認を行います。</li> <li>2 チェック体制の重層化のため副担当者を新設し、担当者、副担当者及び係長で県の管理台帳と市町村交付申請書との照合の強化を行います。</li> <li>3 今回の過交付が、償還期間中に利子助成率に変更となる案件で発生したことから、県の管理台帳に利子助成額変更の旨が記載されている案件については、変更となる年度での利子助成額の確認を徹底します。</li> </ol>	<p>長野地方事務所農政課</p>
<p>財産管理事務 4件</p>	<p>1 その他財産に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>(1) 普通財産の貸付事務の未実施</p> <p>普通財産管理において、電柱等に係る貸付事務を平成27年度まで行っていなかった。</p> <p>平成5年度に取得した職員宿舍土地には、この時点で既に電柱等(本柱1本及び支線1本)が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。</p> <p>平成16年度に管理を開始した県有地には、この時点で既に電柱等(本柱1本及び支線1本)が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。</p>	<p>平成28年7月、職員課が所管する全ての職員宿舍について敷地等の総点検を実施し、貸付承諾の内容に相違がないか確認しました。</p> <p>また、各財産管理者に対しては、平成28年7月26日付けで所管する全ての職員宿舍の敷地等の確認を依頼するとともに適正な貸付事務について周知しました。</p> <p>定期監査での指摘を踏まえ、現在、この他に同様の事例がないか、過去に県が住宅用地として分譲した団地で、県有地及び電柱等の所在を把握するための全数調査を実施しています。</p> <p>その結果、平成29年1月末現在で新たに、27本の電柱が設置されていることを確認し、貸付手続きを行うとともに、17,000円を徴収しました。</p> <p>なお、過去に分譲した団地数が277団地(区画数が18,000余り)と相当数あり、そのうち、団地内道路、法面及び未分譲地など県が管理すべき残地として把握している箇所が、調査着手した61団地の一部の筆(231筆)に留まることから、引き続き、全体像を把握するため、計画的な調査を継続して行い県有地の適切な管理を行ってまいります。</p>	<p>職員課</p> <p>建築住宅課</p>

	平成12年度に取得した職員宿舍土地には、この時点で既に電柱等（支線2本）が設置されていたにもかかわらず、貸付事務を行っていなかった。	平成27年9月に教職員住宅補修工事に伴い担当者が住宅周辺の環境確認を実施したところ、当所へ住宅が移管される前から設置されていた支線（当所への引継ぎなし）を発見し、設置業者等へ経緯を確認しましたが過去の経緯等は確認できませんでした。 平成27年10月に貸付事務を行い適正な貸付料を徴収するとともに、全ての管理財産について、再度、複数で現場確認を行い適正に処理されていることを確認しました。	東信教育事務所
(2) 行政財産使用許可簿の未整備	県営林内の電柱等の設置に係る行政財産の使用許可について、使用許可権者として、県営林の管理等に関する規程に定める様式により行政財産使用許可簿を備え付けておくべきところ、これを備え付けていなかった。	平成28年9月8日に県営林の管理等に関する規程に定める行政財産使用許可簿を整備しました。 今後規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。	上伊那地方事務所林務課
		平成28年10月3日に県営林の管理等に関する規程に定める行政財産使用許可簿を整備しました。 今後規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。	長野地方事務所林務課
(3) 備品の所在の未確認	備品の管理において、所管している絵画等16点について、所在を確認していなかった。	確認できていなかった16点のうち、不用決定の手続きを行わずに処分していた回転いす等5点について、備品原簿の整理を行いました。 また、美術品及び彫刻の11点については、平成29年1月末を目途に全所属（学校、警察を含む）へ照会したところ、現在3点の所在が確認できました。 他の8点については、関係法令に基づき台帳を整備し、適正な事務処理に努めてまいります。	財産活用課
(4) 基金管理簿の未整備	「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金について、財産管理者として基金管理簿を備え付けておくべきところ、これを備え付けていなかった。	「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金について、基金管理簿を平成28年7月29日に整備しました。今後は基金の異動がある度に、基金管理簿を整備してまいります。	特別支援教育課

## 平成28年度定期監査報告（企業特別会計）

## 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	機関名
契約事務 1件	1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの 入札参加資格の誤認  建設工事の契約において、入札参加資格要件として「電気通信工事」に係る技術者資格を求めていたところ、落札候補者が提示した他の資格を当該資格と誤認して契約を締結していた。  【工事等監査】	・落札候補者に対する注意喚起のため、入札公告の公告文に必要な技術者資格を明示します。 ・資格要件審査において技術者資格の誤認を防ぐため、工事に必要な配置技術者資格確認表を工事事務担当者が作成し、クロスチェックにより確認を行います。	南信発電管理事務所